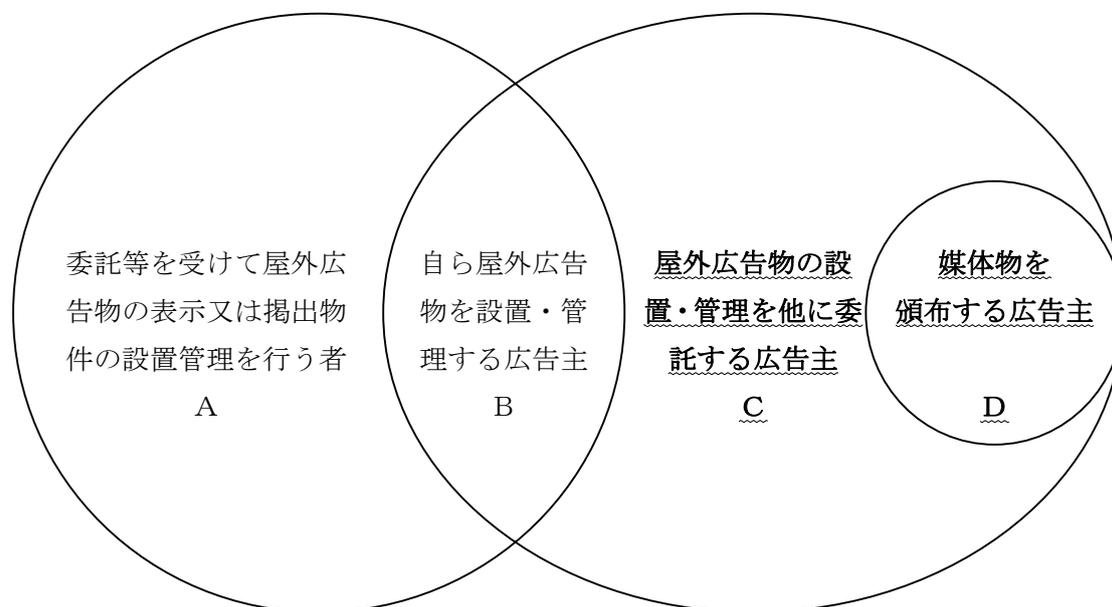


## ○ 過料制度の導入について

《広告物の関係者》



《具体例》

- A・・・屋外広告業者
- B・・・自ら広告物を掲出する広告主（個人商店や中小企業等）
- C・・・広告依頼主（Aに対して広告を依頼する広告主）
- D・・・自社の広告物を大量に頒布するチェーン店やフランチャイズ店の本部（コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の事業本部）

《大阪市屋外広告物条例との対応》

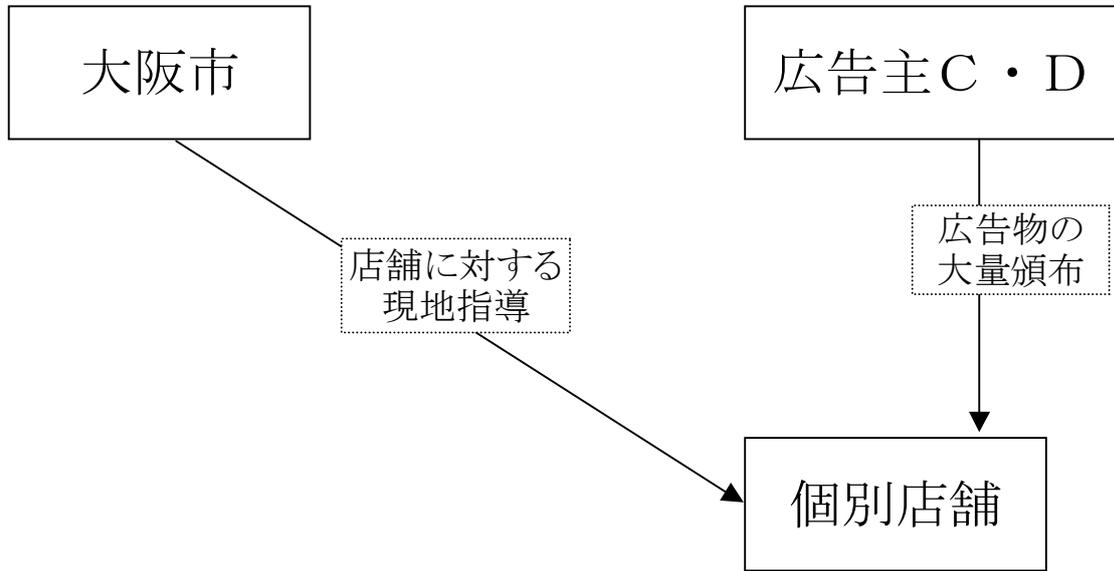
- ・第1条の2及び第1条の3第1項  
屋外広告業を営む者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ A  
広告主・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ B + C + D
- ・第13条第1項（措置命令）  
設置者又は管理者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ A + B
- ・第19条の2（氏名公表）  
広告主・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ B + C + D

※C・Dに対して明確な義務を課すことができていなかったので、新たな義務規定を策定する

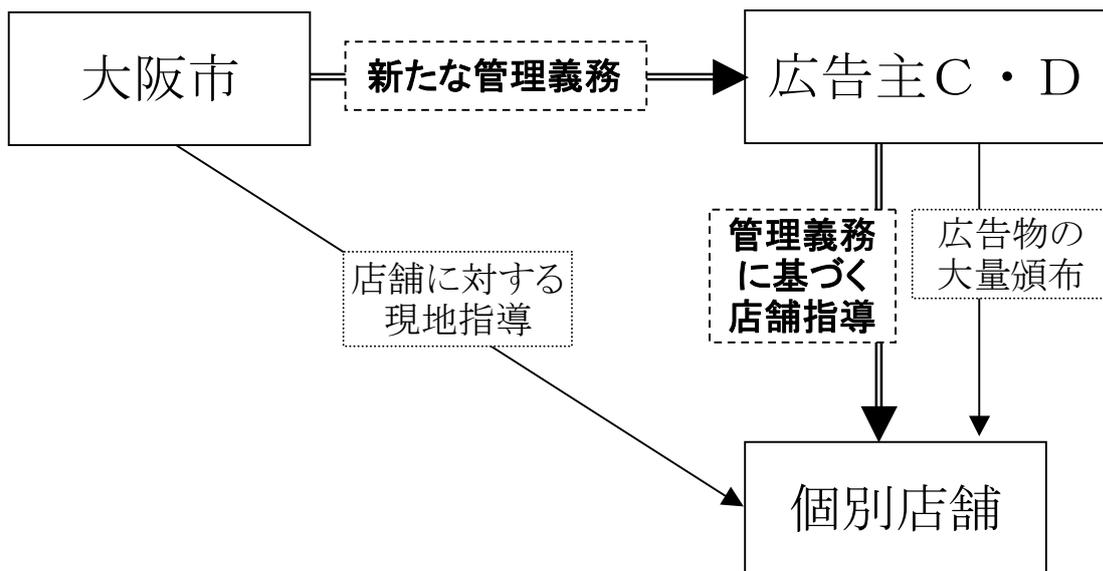
### 【広告主に対する新たな管理義務の導入】

# 広告主C・Dに対する本市対応

《現在》



《条例改正後》



## 新たに導入する過料制度

### 広告主に対する新たな管理義務

広告主とは・・・

自社の会社名、ブランド名あるいは商品などの広告を依頼するメーカーや企業など

管理義務とは・・・

広告主が法令に違反することのないよう広告物を適正に管理する義務



### 市から広告主に対して命令

管理義務を怠っている広告主に対して、広告物を適正に管理するよう命令します。



### 過料

命令に従わなかった場合に、5万円以下の過料を科します。